

新潟・国際協力ふれあい基金助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟・国際協力ふれあい基金事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、活動の本拠地が新潟県内である民間団体、個人、企業であって、次条に定める事業を行う者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第3条第1項第1号に規定する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成しない。
 - 一 営利を目的としているもの
 - 二 特定の政治思想又は宗教の普及を目的としているもの

(助成額)

第4条 助成金の額は、支援物資購入・運搬・保管費、通信費その他活動に要する経費（以下「助成対象経費」という。）から、当該経費に係る他の団体等からの補助金・寄付金等の収入を差し引いた額に対して、1事業につき概ね100万円を限度として予算の範囲内で決定する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする者は、助成金交付申請書に理事長が指定する書類を添えて、その指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 実施予定期間（海外における活動の開始から終了までの期間をいう。）が1年を超える事業について助成を受けようとする者は、次の各号に定める申請のいずれかを行うことができる。
 - 一 1年を超えない期間ごとに事業内容を分割し、当該分割した事業分ごとの助成対象経費に係る申請（申請は年度ごととする。）
 - 二 事業予定期間内の助成対象経費総額に係る1回限りの申請

(審査及び交付決定)

第6条 新潟・国際協力ふれあい基金事業審査委員会は申請された事業の審査を行い、審査結果を理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の審査結果に基づいて助成金の交付を決定し、申請者に通知する。この場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第7条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとする場合においては、その理由を記載した書面を速やかに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業報告)

第8条 助成事業者は、事業を完了したときは、その日から2か月以内に実績報告書に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 事業が1年を超えて実施される場合においては、助成事業者は、少なくとも1年に1度、理事長に事業経過を報告しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 理事長は、前条の規定により助成を受けた事業の中止又は廃止の申請があった場合又は助成事業者が次の各号の一に該当すると認めた場合においては、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成金の助成を受けた事業以外の用途に使用したとき。

二 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

三 実績報告書が提出されなかったとき又は交付申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。

四 その他事業目的と異なる事業運営を行ったとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、助成を受けた事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(助成事業の公表)

第10条 協会は、申請事業の実施計画及び実績内容を一般に公表することができるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。